

**評価実施手引書修正点（案）**  
**（平成18年度実施分）**

頁	行	現行（平成17年度実施分）	頁	行	修正（平成18年度実施分）
1	6	II 評価の内容 評価は、評価を受ける法科大学院（以下、「対象法科大学院」という。）の教育活動等の状況を対象にして、・・・・・・・・。	1	6	II 評価の内容 <u>この</u> 評価は、評価を受ける法科大学院（以下、「対象法科大学院」という。）の教育活動等の状況を対象にして、・・・・・・・・。
2	4	(1) 法科大学院認証評価委員会（以下、「評価委員会」という。）は、法科大学院認証評価の基本的方針を定め、その実施に必要な具体的内容・方法等を審議し、 <u>評価担当者に対し研修を実施</u> するとともに、具体的な評価を実施するための対象法科大学院の状況に応じた評価部会を編成します。	2	4	(1) 法科大学院認証評価委員会（以下、「評価委員会」という。）は、法科大学院認証評価の基本的方針を定め、その実施に必要な具体的内容・方法等を審議するとともに、 <u>その下に、具体的な評価を実施するため、</u> 対象法科大学院の状況に応じた評価部会を編成します。
2	5		2	5	
3	7	4 評価委員会委員及び専門委員に係る留意事項 評価委員会委員及び専門委員は、自己の関係する法科大学院の評価には参画できないこととします。	3	6	4 評価委員会委員及び専門委員に係る留意事項 <u>評価の公正さを担保するため、</u> 評価委員会委員及び専門委員は、自己の関係する法科大学院の評価には参画できないこととします。
3	12	5 評価担当者に対する研修の趣旨・目的 ・・・・・・・・、客観的な立場からの専門的な判断を基礎とした信頼性の高い評価を <u>行う</u> 必要があります。	3	12	5 評価担当者に対する研修の趣旨・目的 ・・・・・・・・、客観的な立場からの専門的な判断を基礎とした信頼性の高い評価を <u>実施</u> する必要があります。
6	4	1 書面調査の実施体制 (1) 書面調査は、評価委員会で編成された評価部会が実施します。評価部会においては、 <u>書面調査の基本的な方法や手順等について確認するとともに、評価担当者の役割や分担について決定</u> します。	6	5	1 書面調査の実施体制 (1) 書面調査は、評価委員会で編成された評価部会が実施します。 <u>なお、評価担当者の役割や分担については</u> 評価部会において決定します。
6	7		6	7	
		(2) <u>書面調査の内容・方法等</u> について、評価部会間の調整を要する問題等が生じた場合には、必要に応じて、運営連絡会議において協議します。			(2) <u>書面調査による分析結果等</u> について、評価部会間の調整を要する問題等が生じた場合には、必要に応じて、運営連絡会議において協議します。

頁	行	現行（平成17年度実施分）	頁	行	修正（平成18年度実施分）
6	11	2 書面調査の実施方法 (1) 書面調査は、対象法科大学院から提出された自己評価書とその根拠となる資料・データ等（機構が個別に調査・収集した資料・データ等を含む。）を分析・調査することにより行います。	6	11	2 書面調査の実施方法 (1) 書面調査は、対象法科大学院から提出された自己評価書とその根拠となる資料・データ等（機構が個別に調査・収集した資料・データ等を含む。）を <u>評価部会</u> が分析・調査することにより行います。
6	23	II 目的の確認 .....、「目的」では、教育上の理念・目的、養成しようとする法曹像について、法科大学院の意図を理解する必要があります。	6	23	II 目的の確認 .....、「目的」では、教育上の理念・目的、養成しようとする法曹像等について、法科大学院の意図を理解する必要があります。
6	24	<u>具体的には、自己評価書に記載された目的について、評価基準第1章「教育目的」において明確に定められているかなどを確認する作業を行います。</u>	6	24	( 削 除 )
7	10	2 第1章～第10章の自己評価結果の分析 評価は、次に示す「基準ごとの分析・判断」及び「章の評価」の流れで行います。	7	10	2 第1章～第10章の自己評価結果の分析 <u>第1章～第10章の自己評価結果の分析</u> は、次に示す「基準ごとの分析・判断」及び「章の評価」の流れで行います。
7	20	② .....,「定められた内容が満たされていることが求められるもの」及び、「少なくとも定められた内容に関わる措置を講じていることが求められるもの」については、.....。	7	21	② .....,「定められた内容が満たされていることが求められるもの」及び、「 <u>少なくとも、定められた内容に関わる措置を講じていることが求められるもの</u> 」については、.....。
10	17	(2) 対象法科大学院関係者（責任者）との面談では、「書面調査による分析状況」と「訪問調査時の確認事項」に対する意見・回答について、.....。	10	18	(2) <u>評価部会</u> は、対象法科大学院関係者（責任者）との面談 <u>においては</u> 、「書面調査による分析状況」と「訪問調査時の確認事項」に対する意見・回答について、.....。
11	1	(5) 調査内容等に関する対象法科大学院からの質問に回答する場合は、 <u>原則として</u> 評価部会全体の考え方に基づくものとしますが、 <u>が</u> 、やむを得ず個人の意見を述べる場合には、その旨断った上で発言してください。	10	30	(5) <u>評価担当者が</u> 、調査内容等に関する対象法科大学院からの質問に回答する場合は、評価部会全体の考え方に基づくものとします。 <u>しかし</u> 、やむを得ず個人の意見を述べる場合には、その旨断った上で発言することとします。
11	2	<u>また</u> 、訪問調査の過程で知り得た個人情報及び対象法科大学院の評価内容に係る情報については、外部へ漏らさないでください。	10	31	<u>また</u> 、訪問調査の過程で知り得た個人情報及び対象法科大学院の評価内容に係る情報については、外部へ漏らさないこととします。
11	3		11	1	
11	4		11	4	
			11	5	

頁	行	現行（平成17年度実施分）	頁	行	修正（平成18年度実施分）	
11	6	2 訪問調査の内容  (1) 法科大学院関係者（責任者）との面談	11	7	2 訪問調査の内容 <u>評価部会は、以下の内容を基本として、訪問調査を行います。</u> (1) 法科大学院関係者（責任者）との面談	
12	6	(6) 根拠となる資料・データ等の補完的収集 .....  V 訪問調査ミーティング	12	11	(6) 根拠となる資料・データ等の補完的収集 ..... <u>3 訪問調査で配慮すべき事項</u> <u>訪問調査で面談を行う際には、必要以上に個人のプライバシーには立ち入らないよう十分に注意することとします。また、訪問調査で面談者が回答したことが当該者の不利益にならないよう十分に注意することとします。</u> V 訪問調査ミーティング	
12	15	VI 法科大学院関係者（責任者）への訪問調査結果の説明及び意見聴取 ....., 訪問調査終了後、1週間以内の提出 <u>を求め</u> ることができます。	12	24	VI 法科大学院関係者（責任者）への訪問調査結果の説明及び意見聴取 ....., 訪問調査終了後、1週間以内の提出 <u>であれば受け</u> ることができます。	
15	8	3 評価結果（案）に対する意見の申立てがあった場合には、評価委員会において再度審議を行った上で、 <u>最終的な評価結果を確定</u> します。なお、基準を満たしていないと	16	8	3 評価結果（案）に対する意見の申立てがあった場合には、評価委員会において再度審議を行います。なお、基準を満たしていないと	
15	9	の判断に対する意見の申立ての <u>審議に当た</u> っては、評価委員会の下に意見申立審査専門部会を置き、審議を行った上で、評価委員会において最終的な <u>決定</u> を行います。	16	9	の判断に対する意見の申立てが <u>あった場合には</u> 、評価委員会の下に意見申立審査専門部会を置き、審議を行います。 <u>これらの意見の申</u>	
15	10	15	10	16	10	立てに対する <u>審議を経て</u> 、評価委員会において最終的な <u>評価結果を確定</u> します。
15	11	4 <u>最終的な評価報告書は次のとおり構成</u> され、当該対象法科大学院を置く大学へ通知し、.....。	16	12	4 <u>確定した評価結果は、評価報告書としてま</u> とめます。なお、評価報告書は次のとおり構成され、当該対象法科大学院を置く大学へ通知し、.....。	
21	注	注1) <span style="background-color: #ccccff;">    </span> は、対象法科大学院から提出された自己評価書等から原則として原文のまま転載します。 注2) 本評価報告書様式は、今後若干の変更が生じる可能性があります。	21	注	注1) <span style="background-color: #ccccff;">    </span> は、対象法科大学院から提出された自己評価書等から原則として原文のまま転載します。 注2) 本評価報告書様式は、今後若干の変更が生じる可能性があります。 <u>注3) 当該評価報告書イメージは、予備評価の</u> <u>評価報告書には適用しません。</u>	